

旭川工業高等専門学校競争的資金に係る間接経費取扱要項

制定 平成 27. 6. 16

改正 平成 28. 3. 24 平成 30. 3. 15

旭川工業高等専門学校競争的資金に係る間接経費取扱要項

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校における受託研究，共同研究及び科学研究費補助金等（以下「競争的資金」という。）に係る間接経費の取扱いに関しては，競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「申合せ」という。）及びその他法令等に定めがあるもののほか，この要項の定めるところによる。

(管理及び用途の決定)

第2条 間接経費の管理及び用途の決定は，その全額を校長の責任の下で一括して管理し，計画的かつ適正に執行するとともに，用途の透明性を確保するものとする。

(用途)

第3条 間接経費は，学校全体の機能の向上に活用するための経費に充当するものとし，その具体的な用途は，間接経費の主な用途（別表）のとおりとする。

(研究関連経費)

第4条 競争的資金を獲得した研究者に対し，学内予算から研究関連経費として，間接経費の100分の30に相当する額を配分する。

(研究推進経費)

第5条 地域連携・研究推進センターに対し，学内予算から学校全体の機能の向上及び競争的資金の獲得を推進するための経費として，間接経費の100分の30に相当する額を研究推進経費として配分する。

第6条 研究推進経費は，次の区分について使用できるものとする。

- (1) 本校における地域連携事業又は研究の推進のため，地域連携・研究推進センター長が実施する事業で，申合せで示された範囲内のもの
- (2) 科学研究費補助金の申請者への助成
- (3) 科学研究費補助金の獲得が見込まれる者に対する助成
- (4) その他，競争的資金の獲得を推進する事業

第7条 地域連携・研究推進センターは，毎会計年度の競争的資金に係る研究推進経費事業報告書（別記様式）を作成し，翌年度の5月31日までに校長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか，間接経費に関する必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

- 1 この取扱いは，平成27年6月16日から施行し，平成27年4月1日から適用する。
- 2 旭川工業高等専門学校競争的資金に係る間接経費の取扱いについて（平成20年1月31日校長裁定）は，廃止する。

附 則

- 1 この取扱いは，平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の事業報告書（別紙2）は，平成27年度分についての提出は要しないものとする。

附 則（平成30. 3. 15）

この要項は，平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

間接経費の主な用途

区分	主な用途
管理部門に係る 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設・設備の整備，維持及び運営費 ・管理事務の必要経費 備品購入費，消耗品費，機器借料，雑役務費，人件費， 通信運搬費，謝金，国内外旅費，会議費，印刷費等
研究部門に係る 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費，消耗品費，機器借料，雑役務費， 通信運搬費，謝金，国内外旅費，会議費，印刷費， 新聞・雑誌代，光熱水費 ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費，備品購入費， 消耗品費，機器借料，雑役務費，通信運搬費，謝金， 国内外旅費，会議費，印刷費，新聞・雑誌代，光熱水費 ・特許関連経費 ・研究棟の整備，維持及び運営経費 ・設備の整備，維持及び運営経費 ・ネットワークの整備，維持及び運営経費 ・図書館の整備，維持及び運営経費
その他関連する 事業部門に係る 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果展開事業に係る経費 ・広報事業に係る経費

別記様式（第7条関係）

競争的資金に係る研究推進経費事業報告書（（元号） 年度）

旭川工業高等専門学校長 殿

地域連携・研究推進センター長
（氏 名） 印

（元号）年度に係る研究推進経費の使用について、以下のとおり報告します。

経理内容

交 付 額	円	支 出 額	円
支出額明細			
事業項目	品目等	金額(円)	備考
(1) 本校における地域連携事業又は研究の推進のため、地域連携・研究推進センター長が実施する事業			
(2) 科学研究費補助金の申請者への助成			
(3) 科学研究費補助金の獲得が見込まれる者に対する助成			
(4) その他、競争的資金の獲得を推進する事業			